



# 宮 崎 県 公 報

平成21年6月11日(木曜日)第2090号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁	公 告	頁
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則…… (福祉保健課) 1		○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 7	
告 示		○土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 7	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (国保・援護課) 2		○土地改良区の役員の就任の届出…………… (農村整備課) 8	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 2		○土地改良区の役員の就退任の届出 (9 件) …… ( 〃 ) 8	
○有害図書類の指定…………… (こども家庭課) 3		○土地改良区の役員の退任の届出…………… ( 〃 ) 12	
○有害興行の指定…………… ( 〃 ) 3		○市町村営土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更協議の適当の決定…………… ( 〃 ) 12	
○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 4		○県営土地改良事業の工事の完了 (3 件) …… ( 〃 ) 12	
○漁港区域内における放置等禁止区域及び物件の指定…………… (漁港漁場整備課) 4		○入札公告……………13	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4		○落札者等の公告 (4 件) ……13	
○水防警報を行う河川の指定…………… (河川課) 4		病 院 局 公 告	
		○落札者等の公告……………14	
		選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
		○不在者投票のできる施設の指定変更……………14	
		○不在者投票のできる施設の指定取消……………15	

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第28号

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則 (昭和35年宮崎県規則第26号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1 (第3条関係) 政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間	別表第1 (第3条関係) 政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間
1 収容施設の供与 (1) [略] (2) 応急仮設住宅 ア [略] イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、 <u>2,366,000円</u> 以内とすること。 ウ～キ [略] [略]	1 収容施設の供与 (1) [略] (2) 応急仮設住宅 ア [略] イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、 <u>2,404,000円</u> 以内とすること。 ウ～キ [略] [略]
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)・(2) [略] (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とすること。 なお、季別は災害発生の日をもって決定すること。 ア 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)・(2) [略] (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とすること。 なお、季別は災害発生の日をもって決定すること。 ア 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額
夏 季	4 月から 9 月まで	17,300 円	22,300 円	32,800 円	39,300 円	49,800 円	7,300 円
冬 季	10 月から 3 月まで	28,600 円	37,000 円	51,600 円	60,500 円	75,900 円	10,400 円

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額
夏 季	4 月から 9 月まで	5,600 円	7,600 円	11,400 円	13,800 円	17,500 円	2,400 円
冬 季	10 月から 3 月まで	9,100 円	12,000 円	16,900 円	20,000 円	25,400 円	3,300 円

(4) [略]  
[略]

6 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり 510,000円以内とすること。
- (3) [略]  
[略]

季 別	期 間	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額
夏 季	4 月から 9 月まで	17,500 円	22,600 円	33,300 円	39,900 円	50,500 円	7,400 円
冬 季	10 月から 3 月まで	29,000 円	37,500 円	52,300 円	61,300 円	77,000 円	10,500 円

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額
夏 季	4 月から 9 月まで	5,700 円	7,700 円	11,600 円	14,000 円	17,700 円	2,400 円
冬 季	10 月から 3 月まで	9,200 円	12,200 円	17,100 円	20,300 円	25,800 円	3,300 円

(4) [略]  
[略]

6 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり 520,000円以内とすること。
- (3) [略]  
[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

告 示

宮崎県告示第 476号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第 4 項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年 6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
有限会社 ケアセンターみやこじま	宮崎県都城市安久町5596番地 3	デイサービスふるる	宮崎県都城市都島町 118番地 2

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
宮崎県都城市都島町 118番地 2	宮崎県都城市安久町 5596番地 3	平成20年 9月10日

宮崎県告示第 477号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成21年 6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
緒 方 敦 子	藤元早鈴病院	都城市	リハビリテーション	平成21年 6月 1日

			ン科						
安 崎 和 博	藤元早鈴病院	都城市	循環器科	平成21年6月1日	森 勝 久	小林市立病院	小林市	泌尿器科	平成21年6月1日
平 野 隆 城	藤元早鈴病院	都城市	神経内科	平成21年6月1日	川 添 晋	小林市立病院	小林市	内科・循環器科	平成21年6月1日
隅 専 浩	都城市郡医師会病院	都城市	内科	平成21年6月1日	大 西 康	西都医師会病院	西都市	循環器科・内科	平成21年6月1日
藤 井 義 郎	都城市郡医師会病院	都城市	外科	平成21年6月1日	中 西 かおり	宮崎大学医学部付属病院	清武町	耳鼻咽喉科	平成21年6月1日
馬 場 明 子	県立延岡病院	延岡市	内科	平成21年6月1日	永 山 学	国民健康保険西米良診療所	西米良村	内科	平成21年6月1日
平 野 祐 一	県立延岡病院	延岡市	外科	平成21年6月1日					
猪 山 慎 治	県立延岡病院	延岡市	内科	平成21年6月1日					
澤 大 介	県立日南病院	日南市	小児科	平成21年6月1日					

## 宮崎県告示第 478号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日
21年-1	書籍	BOY'S ピアス 5月号 (平成21年5月1日発行)	株式会社ジュネット	平成21年6月2日
21-2	書籍	コミック JUNE 6月号 (平成21年6月1日発行)	株式会社ジュネット	
21-3	書籍	Bug Bug 5月号 (2009年5月1日発行)	株式会社サン出版	
21-4	書籍	テックジャイアン (平成21年6月1日発行)	株式会社エンターブレイン	
21-5	書籍	月刊メガストア 6月号 (2009年6月1日発行)	株式会社コアマガジン	
21-6	書籍	コミック 真激 6月号 (平成21年6月1日発行)	クロエ出版	
21-7	書籍	熱写ボーイ 6月号 (平成21年6月1日発行)	株式会社東京三世社	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

して次のものを指定した。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
21年-6	映画	いんび 変態若妻の悶え	オーピー映画	平成21年6月2日
21 -7	映画	コンビニ無法地帯 人妻を狩れ	オーピー映画	
21 -8	映画	希望ヶ丘夫婦戦争	バイオタイド	
21 -9	映画	三匹の奴隸	新東宝映画	
21 -10	映画	人妻探偵 尻軽セックス事件簿	オーピー映画	
21 -11	映画	白日夢	アートポート	
21 -12	映画	痴漢温泉 みだら湯覗き旅	オーピー映画	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

**宮崎県告示第 480号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市舞野町2615、2624-1、2637、平田町2363、2373、2375、2377、2403-1、2404-1、2405
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 481号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

なお、平成21年1月29日付け宮崎県告示第50号は廃止する。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定区域

第2種南浦漁港区域内浦尻地区のうち、浦尻防砂堤と浦尻防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

- 2 指定物件  
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日  
平成21年7月1日

**宮崎県告示第 482号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年6月11日から平成21年6月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 265号	西白杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字折立1771番1地先から同郡同町同大字同字1771番1地先まで	旧	28.0 ~ 31.6	18.4
				新	21.2 ~ 22.0	

**宮崎県告示第 483号**

水防法（昭和24年法律第 193号）第16条第1項の規定による水防警報を行う河川を次のとおり指定する。

宮 崎 県 公 報

平成 21 年 6 月 11 日 (木曜日) 第 2090 号

なお、水防警報を行う河川の指定（平成20年宮崎県告示第 502号）は廃止する。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

水系名	河川名	区 間		
五ヶ瀬川	三ヶ所川	左岸	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下滝下国道赤谷橋から同大字字古園廻淵取水ダムまで	
		右岸	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字赤谷国道赤谷橋から同大字字畦ノ原廻淵取水ダムまで	
	五ヶ瀬川	左岸	西臼杵郡日之影町大字七折字長迫 13612番17地先から延岡市吉野町1818番1地先まで	
		右岸	西臼杵郡高千穂町大字向山字水ヶ崎3719番2地先から延岡市三輪町 821番3地先まで	
	小川	左岸	延岡市北川町川内名字久ヶ瀬 393番地先から北川への合流点まで	
		右岸	延岡市北川町川内名字茅場 400番地先から北川への合流点まで	
	北川	左岸	延岡市北川町川内名字八戸前水流布袋尊橋から延岡市川島町3518番2地先まで	
		右岸	延岡市北川町川内名字久ヶ畑後山布袋尊橋から延岡市無鹿町3351番3地先まで	
	祝子川	左岸	延岡市宮長町浜砂ダム下流端から同市檜山町一丁目祝子橋まで	
		右岸	延岡市桧山浜砂ダム下流端から同市中川原町五丁目祝子橋まで	
	沖田川	沖田川	左岸	延岡市小野町早稲田橋から海まで
			右岸	同
		左岸	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字鹿猪谷5838番1地先から同	
五十鈴川	五十鈴川		区宇納間字琵琶ノ原新辰之元橋まで	
		右岸	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字中原11番10地先から同区宇納間字辰之元新辰之元橋まで	
	五十鈴川	左岸	東臼杵郡門川町大字川内字下庭谷庭谷川との合流点から海まで	
		右岸	東臼杵郡門川町大字川内字安者庭谷川との合流点から海まで	
	塩見川	塩見川	左岸	日向市大字塩見字一反田天神橋から海まで
			右岸	日向市大字塩見字天神森天神橋から海まで
	耳川	耳川	左岸	日向市東郷町八重原迫野内字河原大内原ダム下流端から海まで
			右岸	日向市東郷町八重原迫野内字荒内大内原ダム下流端から海まで
	一ツ瀬川	一ツ瀬川	左岸	児湯郡西米良村大字上米良字二畝の谷上米良ダム下流端から同村大字村所字三久保 133番6地先まで
			右岸	児湯郡西米良村大字上米良字横之口上米良ダム下流端から同村大字村所字広瀬 264番16地先まで
	一ツ瀬川	一ツ瀬川	左岸	西都市大字穂北字山内杉安橋から海まで
			右岸	西都市大字南方字竹添杉安橋から海まで
三財川	三財川	左岸	西都市大字上三財字大高野水喰橋から一ツ瀬川への合流点まで	
		右岸	西都市大字上三財字水喰水喰橋から一ツ瀬川への合流点まで	
		左岸	西都市大字三納字川久保観音	

	三 納 川		橋から三財川への合流点まで				字鶴園番屋橋まで
		右岸	西都市大字三納字弘谷観音橋から三財川への合流点まで		左岸		小林市大字東方字太鼓橋浜ノ瀬橋から同大字字茶磨川 779 番 6 地先まで
石 崎 川	石 崎 川	左岸	宮崎市佐土原町下那珂字浮橋有喜橋から海まで	岩 瀬 川	右岸		小林市大字真方字新田場浜ノ瀬橋から同市大字水流迫字柳丸 421 番地先まで
		右岸	宮崎市大字広原字稲荷出有喜橋から海まで				
	萩 原 川	左岸	都城市安久町上豊橋から大淀川への合流点まで	瓜 田 川	左岸		宮崎市高岡町小山田字深坪梅木田橋から大淀川への合流点まで
		右岸	都城市上長飯町上豊橋から大淀川への合流点まで		右岸		宮崎市高岡町小山田字宗栄司梅木田橋から大淀川への合流点まで
	沖 水 川	左岸	北諸県郡三股町大字樺山字稲荷下6084番地先から都城市上川東四丁目沖水橋まで	大 谷 川	左岸		宮崎市大字浮田字出ノ中宮前橋から大淀川への合流点まで
		右岸	北諸県郡三股町大字長田字山田川原47番 3 地先から都城市吉尾町沖水橋まで		右岸		同
	丸 谷 川	左岸	都城市山田町山田字山ノ神山ノ神橋から高崎川への合流点まで	八 重 川	左岸		宮崎市古城町岡ノ原 6 番 1 地先から同市大字田吉字西田西田橋まで
		右岸	都城市夏尾町山ノ神橋から高崎川への合流点まで		右岸		宮崎市源藤町南田68番 1 地先から同市大字田吉字西田西田橋まで
	東 岳 川	左岸	都城市高城町大井手字霧島元1267番 1 地先から大淀川への合流点まで	新 別 府 川	左岸		宮崎市村角町花ヶ島橋から大淀川への合流点まで
		右岸	都城市高城町大井手字大迫1231番 2 地先から大淀川への合流点まで		右岸		同
	高 崎 川	左岸	都城市高崎町大牟田字下向田平田平頭首工から同町繩瀬字中平 965 番 20 地先まで	清 武 川	清 武 川	左岸	宮崎郡清武町大字船引字見極田4235番 1 地先から海まで
		右岸	都城市高崎町大牟田字平田平頭首工から同町岩満町 889 番 2 地先まで			右岸	
大 淀 川	本 庄 川	左岸	小林市須木大字中原字宮田新平野橋から同市須木大字下田字唐池番屋橋まで	加 江 田 川	加 江 田 川	左岸	宮崎市大字鏡洲字前田1556番地先から海まで
		右岸	小林市須木大字中原字平野新平野橋から同市須木大字下田			右岸	
					広 渡 川	左岸	日南市北郷町郷之原字下原甲3713番 3 地先から海まで
						右岸	日南市北郷町郷之原字壺町田甲3871番 1 地先から海まで



		宮崎県知事 東国原 英 夫	
広 渡 川	酒 谷 川	左岸	日南市大字酒谷字上床乙 237 番地先から広渡川への合流点まで
		右岸	日南市大字酒谷字種子田乙18 53番 4 地先から広渡川への合流点まで
細 田 川	細 田 川	左岸	日南市大字萩ノ嶺字宮ノ原萩之嶺橋から海まで
		右岸	日南市大字萩ノ嶺字川前萩之嶺橋から海まで
潟 上 川	潟 上 川	左岸	日南市南郷町潟上字大王ヶ尾 2680番地先から海まで
		右岸	日南市南郷町潟上字上谷1476 番地先から海まで
市 木 川	市 木 川	左岸	串間市大字市木字峰ノ迫5596 番地先から海まで
		右岸	串間市大字市木字根頃木5748 番地先から海まで
本 城 川	本 城 川	左岸	串間市大字本城字猪ノ久保 3094番 1 地先から海まで
		右岸	串間市大字本城字神ノ川4536 番 2 地先から海まで
福 島 川	福 島 川	左岸	串間市大字大平字村下河原桂原橋から海まで
		右岸	串間市大字西方字村下河原桂原橋から海まで
川 内 川	長 江 川	左岸	えびの市大字西長江浦字田中 浜川原橋から同市大字栗下字 奈多良第二長江川橋まで
		右岸	えびの市大字東長江浦字浜川 原浜川原橋から同市大字栗下 字鶴田第二長江川橋まで

## 宮崎県告示第 484号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成21年6月11日

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高 鍋 町	永 谷	I - 1 - 1067	急傾斜地の崩壊
	東 光 寺	I - 1 - 2106	急傾斜地の崩壊
高 鍋 町	東 光 寺 2	I - 1 - 2109	急傾斜地の崩壊
	太 平 寺	I - 1 - 2110	急傾斜地の崩壊
	太 平 寺 川	08 - 401 - 1 - 001	土 石 流
	黒 谷 川	08 - 401 - 1 - 002	土 石 流
木 城 町	塊 所 上	I - 1 - 1084	急傾斜地の崩壊
	塊 所 下	I - 1 - 1085	急傾斜地の崩壊
	上石河内谷川	08 - 404 - 1 - 006	土 石 流
川 南 町	通 浜 1	I - 1 - 1098	急傾斜地の崩壊
	通 浜 2	I - 1 - 1099	急傾斜地の崩壊
	通 浜 3	I - 1 - 1100	急傾斜地の崩壊
	通 浜 4	I - 1 - 1101	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 485号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高 鍋 町	永 谷	I - 1 - 1067	急傾斜地の崩壊
	東 光 寺	I - 1 - 2106	急傾斜地の崩壊
	東 光 寺 2	I - 1 - 2109	急傾斜地の崩壊

	太 平 寺	I - 1 - 2110	急傾斜地の崩壊
木 城 町	塊 所 上	I - 1 - 1084	急傾斜地の崩壊
	塊 所 下	I - 1 - 1085	急傾斜地の崩壊
川 南 町	通 浜 1	I - 1 - 1098	急傾斜地の崩壊
	通 浜 3	I - 1 - 1100	急傾斜地の崩壊
	通 浜 4	I - 1 - 1101	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

**公 告**

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、向田吉野方土地改良区 (日南市) の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 村 忠 義	日南市大字吉野方1024番地 5

(任期：平成23年 3 月31日まで)

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、神之水土地改良区 (高千穂町) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 忠 良	高千穂町大字上野1233番地
監 事	阿 南 芳 幸	高千穂町大字上野 475番地

(任期：平成22年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 人 志	高千穂町大字上野1231番地
監 事	甲 斐 文 男	高千穂町大字上野 641番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により

、中方土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	増 永 透	宮崎市佐土原町上田島4122番地 4
理 事	日 高 兼 昭	宮崎市佐土原町上田島4003番地 1
理 事	比江島 重 則	宮崎市佐土原町上田島4117番地 1
理 事	満 石 由久夫	宮崎市佐土原町上田島3984番地 2
理 事	郡 司 昌 和	宮崎市佐土原町上田島7212番地 2
理 事	磯 崎 隆	宮崎市佐土原町上田島3831番地
監 事	児 玉 淳 美	宮崎市佐土原町上田島4013番地 5
監 事	比恵島 正 隆	宮崎市佐土原町上田島1198番地

(任期：平成23年 2 月22日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	増 永 透	宮崎市佐土原町上田島4122番地 4
理 事	郡 司 昌 和	宮崎市佐土原町上田島7212番地 2
理 事	満 石 由久夫	宮崎市佐土原町上田島3984番地 2
理 事	初 木 哲 郎	宮崎市佐土原町上田島4065番地
理 事	日 高 兼 昭	宮崎市佐土原町上田島4003番地 1
理 事	磯 崎 隆	宮崎市佐土原町上田島3831番地
監 事	福 原 利 美	宮崎市佐土原町上田島8088番地 1
監 事	児 玉 淳 美	宮崎市佐土原町上田島4013番地 5

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、宮崎市生目土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6 月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
-----	-----	-----



理事長	井上 巖	宮崎市大字小松 720番地 1	理事	源 武 敏	宮崎市大字有田2420番地
副理事長	徳地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2	理事	田 丸 泰 徳	宮崎市大字浮田 571番地
理事	川野 恒道	宮崎市大字有田2060番地	理事	川野 恒道	宮崎市大字有田2060番地
理事	日高 義人	宮崎市大字生目4676番地	理事	日高 九州男	宮崎市大字跡江 846番地
理事	源 武 敏	宮崎市大字有田2420番地	理事	横山 森雄	宮崎市大字富吉2428番地 1
理事	日高一光	宮崎市大字富吉5055番地	理事	松浦 睦	宮崎市大字浮田2130番地
理事	長友 一雄	宮崎市大字富吉2606番地 2	理事	日高 逸夫	宮崎市大字細江3347番地 2
理事	児玉 吉弘	宮崎市大字浮田 465番地	理事	児玉 捨良	宮崎市大字生目4306番地 1
理事	高木 春幸	宮崎市大字細江 354番地 1	理事	岩切 奈良美	宮崎市大字長嶺 237番地
理事	岩切 実	宮崎市大字長嶺 667番地	理事	日高 英雄	宮崎市大字柏原 175番地 1
理事	松浦 宗俊	宮崎市大字柏原 985番地	理事	徳地 豊	宮崎市大字跡江1887番地 2
理事	日高 惠	宮崎市大字跡江2931番地 1	理事	野田 政志	宮崎市大字富吉4601番地
理事	日高 九州男	宮崎市大字跡江 846番地	理事	長友 紘一	宮崎市大字富吉 710番地 3
理事	黒木 照男	宮崎市大字富吉 395番地	理事	高木 春幸	宮崎市大字細江 354番地 1
理事	松浦 睦	宮崎市大字浮田2130番地	理事	日高 義人	宮崎市大字生目4676番地
理事	日高 逸夫	宮崎市大字細江3347番地 2	理事	岩切 実	宮崎市大字長嶺 667番地
理事	宮田 英希	宮崎市大字生目4018番地	理事	松浦 宗俊	宮崎市大字柏原 985番地
理事	金丸 隆幸	宮崎市大字長嶺 397番地 2	理事	日高 惠	宮崎市大字跡江2931番地 1
理事	日高 英雄	宮崎市大字柏原 175番地 1	理事	日高 広典	宮崎市大字跡江2926番地
理事	日高 広典	宮崎市大字跡江2926番地	監事	谷口 正寛	宮崎市大字小松 285番地
総括監事	谷口 正寛	宮崎市大字小松 285番地	監事	原田 和雄	宮崎市大字跡江2555番地 1
監事	原田 和雄	宮崎市大字跡江2555番地 1	監事	原田 松雄	宮崎市大字有田 431番地
監事	原田 松雄	宮崎市大字有田 431番地			

(任期：平成23年 3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	井上 巖	宮崎市大字小松 720番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、時屋土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住所

理 事	高 橋 研 三	宮崎市大字細江3350番地
監 事	長 友 勝	宮崎市大字細江2528番地

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	安 井 明	宮崎市大字細江4129番地
監 事	高 橋 研 三	宮崎市大字細江3350番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、新木土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	岩 切 恵 一	宮崎市佐土原町東上那珂9495番地の1
理 事	齊 藤 良 富	宮崎市佐土原町東上那珂9615番地
理 事	齊 藤 豊 実	宮崎市佐土原町東上那珂 10085番地
理 事	根 井 修	宮崎市佐土原町東上那珂9862番地
監 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	橋 口 司	宮崎市佐土原町東上那珂9563番地

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	岩 切 恵 一	宮崎市佐土原町東上那珂9495番地の1
理 事	齊 藤 良 富	宮崎市佐土原町東上那珂9615番地
理 事	赤 池 久 利	宮崎市佐土原町東上那珂9499番地
理 事	橋 口 司	宮崎市佐土原町東上那珂9563番地

監 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	根 井 春 男	宮崎市佐土原町東上那珂 10048番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、黒沢津土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	高 崎 善 一	小林市大字南西方5725番地 1
理 事	高 崎 俊 広	小林市大字南西方6421番地 1
理 事	温 水 次 男	小林市大字南西方6639番地口号
理 事	坂 本 勲	小林市大字南西方5711番地
理 事	貴 嶋 武 夫	小林市大字南西方6334番地
理 事	温 水 稔	小林市大字南西方6544番地 5
理 事	徳 丸 利 広	小林市大字南西方6398番地 1
理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市大字南西方5308番地
監 事	神 田 光 男	小林市大字南西方6367番地 5
監 事	福 元 善 頭	小林市大字南西方5764番地 3

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	高 崎 善 一	小林市大字南西方5725番地 1
理 事	下 沖 富 夫	小林市大字南西方5711番地
理 事	高 城 一 郎	小林市大字南西方6422番地
理 事	徳 丸 康 雄	小林市大字南西方6395番地11
理 事	池 田 力	小林市大字南西方6317番地の2
理 事	神 谷 良 子	小林市大字南西方6992番地
理 事	下別府 和 子	小林市大字南西方6547番地 4

理 事	熊ノ迫 高 夫	小林市大字南西方5308番地
監 事	福 元 善 頭	小林市大字南西方5764番地 3
監 事	神 田 光 男	小林市大字南西方6367番地 5

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、黒口土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 智 光	高千穂町大字上野2329番地
理 事	工 藤 勝 馬	高千穂町大字上野2967番地
理 事	佐 藤 真 二	高千穂町大字上野2707番地
理 事	興 梶 良 輝	高千穂町大字上野2310番地
理 事	田 辺 浩 志	高千穂町大字上野2851番地
理 事	谷 川 裕 二	高千穂町大字上野3218番地
理 事	田 辺 修	高千穂町大字上野3728番地
監 事	苑 田 久 彦	高千穂町大字上野 226番地19
監 事	佐 藤 典 通	高千穂町大字上野 200番地

(任期：平成24年 3月31日まで)

#### 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 智 光	高千穂町大字上野2329番地
理 事	佐 藤 公 男	高千穂町大字上野3217番地
理 事	工 藤 勝 馬	高千穂町大字上野2967番地
理 事	佐 藤 真 二	高千穂町大字上野2707番地
理 事	田 辺 浩 志	高千穂町大字上野2851番地
理 事	後 藤 公 則	高千穂町大字上野3630番地
理 事	興 梶 良 輝	高千穂町大字上野2310番地

監 事	佐 藤 勝 朗	高千穂町大字上野2617番地
監 事	苑 田 久 彦	高千穂町大字上野 226番地19

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、下野土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成21年 6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	甲 斐 豊 久	高千穂町大字下野1922番地
理 事	江 藤 正 至	高千穂町大字下野2060番地
理 事	田 辺 菊 男	高千穂町大字下野 302番地
理 事	佐 藤 信 明	高千穂町大字下野1964番地
理 事	江 藤 公 吾	高千穂町大字下野1986番地
理 事	甲 斐 勝 彦	高千穂町大字下野 598番地
監 事	陳 内 克 治	高千穂町大字下野 657番地
監 事	大 賀 貞 子	高千穂町大字下野5147番地

(任期：平成24年 3月31日まで)

#### 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 洋 文	高千穂町大字下野 654番地
理 事	江 藤 正 至	高千穂町大字下野2060番地
理 事	甲 斐 豊 久	高千穂町大字下野1922番地
理 事	江 藤 新 平	高千穂町大字下野 616番地
理 事	佐 藤 信 明	高千穂町大字下野1964番地
理 事	田 辺 菊 男	高千穂町大字下野 302番地
監 事	江 藤 公 吾	高千穂町大字下野1986番地
監 事	大 賀 武 重	高千穂町大字下野5160番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、小又川土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次

のとおり届出があった。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 捷 生	高千穂町大字上野4728番地
理 事	馬 原 信 泰	高千穂町大字上野 277番地
理 事	馬 原 実之進	高千穂町大字上野4929番地
理 事	坂 本 文 雄	高千穂町大字上野 242番地
理 事	松 川 智 年	高千穂町大字上野50番地
監 事	佐 藤 哲 士	高千穂町大字上野4726番地
監 事	工 藤 秀 雄	高千穂町大字上野4879番地

(任期：平成25年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 捷 生	高千穂町大字上野4728番地
理 事	馬 原 信 泰	高千穂町大字上野 277番地
理 事	馬 原 実之進	高千穂町大字上野4929番地
理 事	坂 本 文 雄	高千穂町大字上野 242番地
理 事	松 川 智 年	高千穂町大字上野50番地
監 事	佐 藤 哲 士	高千穂町大字上野4726番地
監 事	工 藤 秀 雄	高千穂町大字上野4879番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）の役員の内退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大 脇 平 八	綾町大字北俣1801番地イ号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の3第5項において

準用する同法第48条第9項及び同項において準用する同法第8条第1項の規定により、都城市が行う土地改良事業（かかし村地区、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画の変更の協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成21年6月11日から平成21年7月9日まで

3 縦覧場所

都城市役所農村整備課内、山田総合支所産業振興課内

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
上 江	高原町	ため池等整備事業	平成20年2月29日
佐 土	高原町	ため池等整備事業	平成20年3月31日

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
小 山 田	宮崎市	経営体育成基盤整備事業	平成21年3月31日
船 引	清武町	特殊農地保全整備事業	平成20年3月31日
山 府 上 下	宮崎市	ため池等整備事業	平成21年3月25日
山 田	宮崎市	ため池等整備事業	平成21年3月16日
古 井 手	宮崎市	ため池等整備事業	平成21年1月20日

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地区名	市町村名	事 業 名	完了年月日
ひ え つ き	椎葉村	中山間地域総合整備事業	平成21年3月17日
百 済 の 里	美郷町	中山間地域総合整	平成21年3月27日

備事業

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 工業・農業高校CADシステム 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成21年8月31日
- (4) 契約期間 平成21年9月1日から平成26年8月31日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 平成21年宮崎県告示第234号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
  - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
  - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成21年7月9日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7235
- (2) 期間 平成21年6月11日から平成21年7月24日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成21年6月11日から平成21年7月9日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁7号館3階734号室
- (2) 日時 平成21年6月18日午前11時

## 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成21年7月24日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあつては書留郵便に限る。)により提出すること。

## 8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館7階 入札室
- (2) 日時 平成21年7月27日午前11時

## 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7235

## 13 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: CAD system in Technical and Agricultural High School: 1 unit
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m. 24 July 2009
- (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235

落札者等の公告



随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
総合文書管理システム用機器賃貸借及び保守業務等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県総務部総務課文書担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 富士電機システムズ株式会社西日本支社九州支店 福岡市博多区店屋町5番18号  
(2) 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
41,945,400円
- 6 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当

**落札者等の公告**

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
宮崎県人事給与システム保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
54,620,332円
- 6 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
税務電算トータルシステムの機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県総務部税務課管理・電算担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成21年3月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号

5 落札金額

83,903,400円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成21年2月16日

**落札者等の公告**

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
財務会計システム機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県会計管理局会計課出納決算担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 富士通株式会社 東京都港区東新橋1丁目5番2号  
(2) 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
105,907,788円
- 6 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当

**病 院 局 公 告**

**落札者等の公告**

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年6月11日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量  
宮崎県県立病院電子カルテシステム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
60,551,820円
- 6 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第25号**

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。



平成21年 6月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

名 称	変更 事由	新旧 の別	変 更 内 容
医療法人久康会 平田東九州病院	名称	新	医療法人久康会平田東九州病院
		旧	医療法人久康会平田病院
	所在地	新	延岡市伊形町4791番地
		旧	延岡市土々呂町4丁目4390番地 16
社会福祉法人善 仁会障害者支援 施設愛生園	名称	新	社会福祉法人善仁会障害者支援 施設愛生園
		旧	社会福祉法人善仁会身体障害者 療護施設愛生園

## 宮崎県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

平成21年 6月11日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

名 称	所 在 地	取消年月日
社会福祉法人慶明会 介護老人保健施設サ ンフローラみやざき	東諸県郡国富町大字 岩知野 355番地	平成21年 5月29日
正立会黒松病院	都城市金田町2263番 地	平成21年 5月29日

--	--